

〈戸籍に記載される予定のフリガナの通知（ハガキ）が届きます〉

- 通知は、令和7年5月26日以降、順次、本籍地から発送されています。
- にかほ市は、7月28日より発送されます。

※令和7年5月26日時点の戸籍情報を基に通知ハガキは作成されます。そのため、記載内容がハガキの到達時点の情報と異なる場合があります。例）5月26日以降に亡くなった方も記載されます。
 ※また、宛先についても令和7年5月26日時点の戸籍の附票に記載された住所情報を基に発送するため、改正法施行日前後に住所移動した場合、通知書が届かないことがありますのでご承知おきください。

【名】のフリガナ

① 名	太 郎
② 姓	タロウ
③ 名	京 子
④ 姓	キョウコ
⑤ 名	正
⑥ 姓	タダシ
⑦ 名	ゆり
⑧ 姓	ユリ

【住所】
 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
 〒991-0001 秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

【フリガナ】
 氏 姓 太郎 京子
 氏 姓 正 ゆり
 氏 姓 太郎 京子

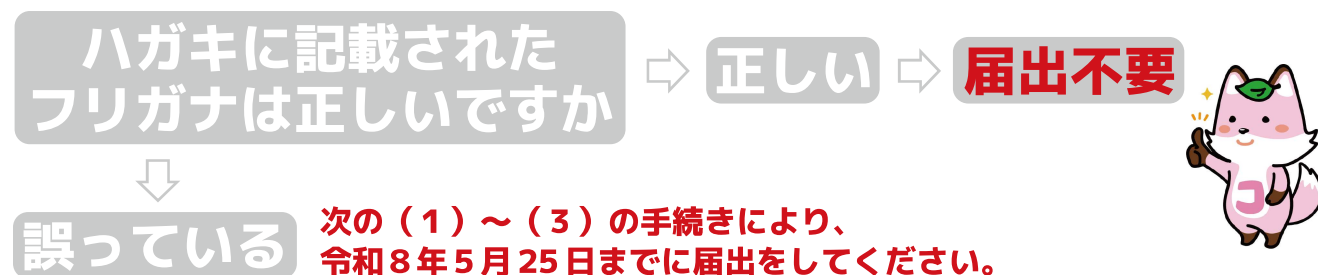
●フリガナが正しい場合

通知書に記載のフリガナが正しい場合、届出の必要はありません。
 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、このハガキに記載されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

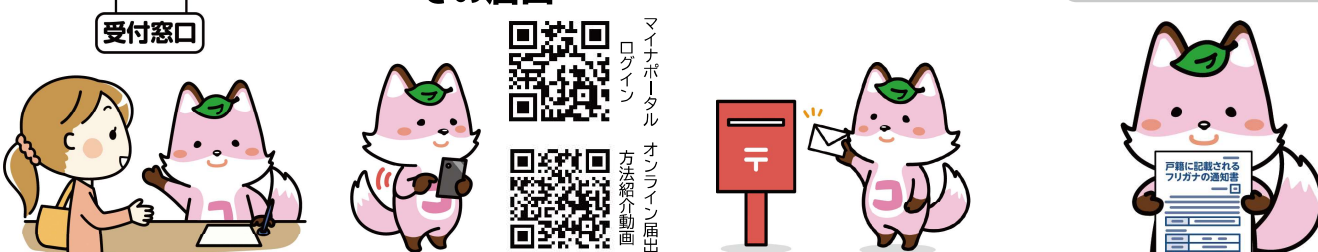
●フリガナが誤っている場合

令和8年5月25日までに届出をしてください。
 例）名前が「翔（ショウ）」さんの場合…
 通知には「シヨウ」と記載されている際は、「シヨウ」と届出をする必要があります。

〈フリガナが記載されるまで〉



（１）窓口への届出 （２）マイナポータル （３）郵送での届出での届出 戸籍に記載



〈詐欺にご注意ください！！〉

「届出には手数料がかかる」「届出をしないと罰金」等として、金銭を要求するものは全て詐欺です。また、法務省から外部サイトに誘導するメールを皆様に送信することはありませんので、そのようなメールを受信した際にメールに記載されているURLにアクセスすることは絶対に避けてください。

令和7年5月26日から 戸籍にフリガナがつきます

令和5年6月2日、戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます）が成立し、同月9日に公布されました。従前、氏名の振り仮名（フリガナ）は戸籍上公証されていませんでしたが、この改正法の施行により、戸籍の記載事項に新たに氏名のフリガナが追加されることになりました。改正法は、令和7年5月26日に施行されました。

問 法務省 振り仮名コールセンター ☎ 0570-05-0310
 ・受付時間…8:30～17:15 ・休業日…土日祝日、年末年始



〈戸籍謄本等の記載の追加〉

●これまでの戸籍謄本

全部事項証明	
本 氏	籍 名
秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 鳥海 太郎	
戸籍に記載されている者	【名】太郎

●フリガナのついた戸籍謄本

全部事項証明	
本 氏	籍 名
秋田県にかほ市象潟町字浜ノ田1番地 鳥海 太郎	
氏の振り仮名	チョウカイ
戸籍に記載されている者	【名】太郎 【名の振り仮名】タロウ

〈戸籍に氏名のフリガナが記載されるメリット〉

行政のデジタル化の推進のための基盤整備

行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字で表記されていますが、同じ漢字でも様々な字体があるほか、外字が使用されている場合には、データベース化の作業が複雑で、特定の者の検索に時間を要していたところ、氏名のフリガナが戸籍上一意に特定されることで、データベース上の検索等の処理が容易になり、誤りを防ぐことができるようになります。

本人確認資料としての利用

氏名のフリガナが戸籍に記載されることにより、住民票の写しやマイナンバーカードにも記載できるようになり、本人確認資料として用いることができるようになるほか、正確に氏名を呼称することが可能な場面が多くなります。

各種規制の潜脱防止

※法令等による規制を、法令で禁止されている以外の方法により免れること。

金融機関等において氏名のフリガナが本人確認のために利用されている場合があるところ、複数のフリガナを使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするケースがありましたが、氏名のフリガナが戸籍上一意に特定されることで、このような規制の潜脱行為を防止することができます。

